

在場不來は悩むに登送係兄弟若の窮状を共察あり、一日と速かにこの問題  
 此の件を新報社に從業員の不安と心痛とを訴はれなく、彼等はも懇願す  
 次弟下ありす。

歎願録

身一部員は片給制度ありし、七十五名以上の支給をせられたり  
 身二部員及び郵送部員は片給制度ありし、四十五名以上の支給をせられたり  
 定期給給を年二回とし、一回は二名以上とせられたり  
 賞与の最低額を二十名とせられたり  
 賞与の場合は五分は補充し補充なき場合及欠勤者の補充不可能の場合に  
 欠勤給及び出勤給を支給せられたり  
 出勤給及び出勤給を支給せられたり  
 出勤給及び出勤給を支給せられたり  
 出勤給及び出勤給を支給せられたり

昭和六年五月十三日

以上

時事従業員組合

販賣部 登送係 従業員一同

時事新報社社長  
 名取和作殿

奉答第一。四六號

昭和六年五月二十六日



共同陸官 実施

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿  
 社会局長 官殿

發生止ニ。解決止ニ  
 任用労働者一八  
 争議参加者一之  
 関係労働組合 /

長沢印刷所労働争議（發生解決）ノ件

要旨……… 管者不承ノ別職而名ノ職首ヲ予告シタルに罷業アリタルに解決ス

標記印刷所ニ労働争議發生セルニ僅カ三日ニシテ解決セリ其ノ  
 經過方ノ如シ

記

一 争議發生ノ場所 府下大久保町西大久保五  
 二 事業主側

6. 6. 3  
 2540